

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年1月31日（火）14:00～14:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団澁志会 社員・理事 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 本間 正義 | アジア成長研究所特別教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-----------------------|
| 佐藤 一絵 | 農林水産省農村振興局農村政策部長 |
| 新川 元康 | 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長 |
| 小林 大樹 | 農林水産省大臣官房政策課長 |

<提案者>

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 熊谷 俊人 | 千葉県知事 |
| 錦織 良匡 | 千葉県総合企画部次長（空港・特区） |
| 岡田 健治 | 千葉県総合企画部空港地域振興課空港周辺地域特区推進担
当課長 |
| 藤崎 啓司 | 千葉県総合企画部空港地域振興課空港周辺地域特区推進室
長 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 田中 聡明 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 成田空港周辺の土地利用規制緩和について
 - 3 閉会
-

○正田参事官 定刻となりましたので、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「成田空港周辺の土地利用規制緩和について」ということで、農林水産省、それから千葉県にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、農林水産省、千葉県、事務局から提出されております。資料の取扱いにつきましては、千葉県から一部非公開にしたいというお申し出をいただいております。これにつきまして、千葉県からその理由と非公開にしたい具体的な範囲について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○熊谷知事 熊谷でございます。今日はどうぞよろしくお願いたします。

本日の内容には、民間事業者による着手前の投資計画が含まれていることから、地区の名称や場所、計画のスケジュールに関する部分などについて、本日の資料の当該部分について非公開としていただきますよう、お願をいたします。

○正田参事官 中川座長、よろしゅうございますでしょうか。

○中川座長 前回の取扱いと同様だと思いますので、結構でございます。

○正田参事官 それでは、資料につきましては、一部非公開とさせていただきたいと思います。議事要旨につきましては、公開とさせていただきます。

本日の進め方でございますが、まず、事務局から3分程度、次に農林水産省から8分程度で御説明をいただき、最後に千葉県から8分程度で御説明いただいた上で、その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思っております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループ「成田空港周辺の土地利用規制緩和について」のヒアリングを始めたいと思います。

早速、事務局からこれまでの経緯等につきまして御説明をお願いいたします。

○田中参事官 それでは、これまでの経緯などにつきまして事務局から簡単に説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ目でございます。本件については令和3年1月に千葉県から提案をいただきまして、今まで議論を進めてきたところでございます。

提案の背景でございますが、一番上の○にございますように「成田空港の更なる機能強化」を実施しており、2028年度末の供用を目指して整備する中で、2番目の○でございますが、空港周辺は原則転用不許可である農用地区域が広がっており、農振除外・農地転用の厳格な審査と手続により事業者の予見可能性が乏しく、投資計画が困難というのが提案の背景でございました。

経緯にございますように、これまで7月、9月と、このワーキングにおきましてヒアリングをさせていただきまして、本年12月の諮問会議決定におきましては、一番下でござい

ますが、「空港周辺の農用区域内に施設を迅速に計画・整備しようとする事業者が農振除外・農地転用の見通しを高められるよう2022年度中に所要の措置を講じる」とされたところでございます。

続きまして、2ページでございます。これはこれまでのワーキングの資料、おさらいも含めまして付けているものでございます。時間の関係もございますので、ポイントのみ説明させていただきます。

まず、千葉県の方からは、上のほうの赤い矢印のところでございますように、予見可能性という観点から誘致に応じる事業者が投資計画を立てることが困難というのが具体的な主張として示されたところでございます。

3ページでございますが、農林水産省の方からは、7月のワーキングにおきまして地域未来法の活用ができるのではないかと、そして、4ページ目でございますが、地域未来法を使えば農用区域からの除外や農地転用が可能となるよう措置されているという説明があったところでございます。

これに対しまして、5ページでございますが、9月のワーキングにおきましては、千葉県の方からは、7月の会議で一定の通知のようなものを示す準備があるという農林水産省の発言があったこともございまして、上のほうのポツでございますが、空港と一体的に行う開発が可能となることを示す通知の発出について農林水産省が検討する旨の発言、農林水産省が判断した理由や基準について、文書での明確化が必要というような御指摘をいただいたところでございます。

6ページ目でございます。さらに農林水産省の方から説明がございました地域未来法に関しましても、上のほうの2番目のポツでございますが、予見可能性を確保できるような文書が必要だというような御指摘をいただいたところでございます。

それに対しまして、9月のワーキングにおきましては、7ページでございますが、農林水産省の方からは地域未来法を活用した具体のスケジュールも示されたところでございます。

このような議論を踏まえまして、8ページでございますが、前回9月20日のワーキングの結論といたしましては、今後の対応のところでございますが、千葉県は農地転用が必要な範囲、あるいは成田空港周辺の農地の土地利用を進める場合の具体的なエリア設定について検討し、その上で、農林水産省は空港と一体的に活用する物流施設整備に関する農地の土地利用を担保する通知について検討する。内閣府は以上について調整し、次回ワーキングを設定するとされたところございまして、この9月のワーキング以降、内閣府を交えまして、千葉県、農林水産省との話し合いの機会を数回設けまして、そして、その結果が今回のワーキングで報告されるということでございます。

以上、簡単に経緯でございました。よろしく申し上げます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省から提出資料の御説明をお願いいたします。

○佐藤部長 農林水産省の農村政策部長の佐藤でございます。本日はよろしくお願いたします。

今、事務局のほうから御説明いただきましたが、昨年7月、9月のこちらのワーキンググループにおいて、千葉県からの特区提案につきまして御議論いただいていたところでございます。その御指摘も踏まえまして、この間、千葉県とも協議を続けてまいりました。その結果、農振除外、それから、農地転用の特例を講じております地域未来法を弾力的に活用することで、企業の予見可能性を確保することが可能と考えられますので、その旨、考え方について千葉県宛てに通知をお出しするという方針と我々はしたいと思っております。

その内容について、資料の11ページ以降が今日の当省が用意した資料ですけれども、発出させていただこうと思っております通知の概要について御説明をしたいと思っております。

まず、13ページを御覧ください。これまでの議論の中で、予見可能性というところの課題としては、農用地区域内の土地を農用地区域から除外しようとする場合、いわゆる農振除外のときの代替性の考え方についてということでございまして、13ページの図を御覧いただきたいと思っておりますが、今回の通知ではこのような考え方を示したいと思っております。

まず、通常の農振法の本則による場合の農振除外というものは、この四角く囲ってある図を見ていただくと分かりやすいと思うのですが、通常でありますと、この農振法本則に基づいて農用地区域から開発希望地を転用した上で農振除外したいという場合、本当にその土地でなければダメなのか、代替可能な土地がほかにもないのかどうかというのを見ていただく必要がありますけれども、そのときは、この行政区域内の上のほうのオレンジ色のドットの部分を広く対象にして代替可能性のある土地はないかということを検討していただく必要がございます。

(2) の下のほうですけれども、これが地域未来法による場合はどうなのかということですが、地域未来法に基づいて、今後、県・市町とで基本計画の中で重点促進区域、13ページの右に緑色で書いていますけれども、重点的に地域経済牽引事業の促進を図る区域を設定していただいた上で、具体的に開発をしたい施設について用地を設定していただくことになるわけです。この開発希望地の代替性を検討する範囲が緑色の点線で囲った重点促進区域の中の農用地区域以外のところ、この上と比べると範囲がすごく狭くなるということですが、この中で代替性要件を限定的に検討していただくということで足りることになります。この考え方を通知できちんとお示しをしたいと思っております。

そういう意味では、農用地区域の中の代替性の検討というのが、こうした狭い範囲になるということがございますので、農振法本則と比べますと、事業用地としての予見性は高いものになると、我々としては思っているところでございます。

次に14ページでございます。もう一つ、通知の中身につきまして、そもそも重点促進区域や土地利用調整区域の設定についての考え方もお示しをしたいと思っております。

14ページの2の(1)でございますが、先ほどの図でいうと緑色の点線で囲った重点促

進区域の設定、これは県とおそらく関係市町とでつくる基本計画の中で埋めていただくことになるものですが、こちらについては、まず今回、成田の関係で御提案いただいている物流施設に関して言えば、交通インフラの状況等も考慮されることから、例えば千葉県が想定されている空港ゲートですとか高速道路のインターチェンジ、それから、国道の交差点周辺といったところを重点促進区域として設定することは可能であると考えますということをお伝えしたいと思います。

それから（１）の②ですけれども、農用地区域外の土地を優先して設定していただくことにはなるものですが、成田空港機能と一体的利用が必要な物流施設等の整備を予定している場合は、やむを得ない理由に該当するというので、農用地区域内の土地を含めることも可能でありますということをお示ししたいと思います。

それから、③ですが重点促進区域を定める段階、その時点では、例えば企業が物流施設をどこにどういう形で建てるといったような具体的な企業の事業計画や、それに基づく土地利用調整までは必要はありませんということもお示ししたいと思います。

それから（２）です。市町村の段階で策定いただく土地利用調整区域の設定、実際の具体的な施設用地を決める区域の設定に関しての考え方ですけれども、これも実際には農用地区域外での開発を優先して設定していただくことにはなりますが、今回の物流施設のように成田空港の機能と一体的利用が必要な施設を整備する場合は、位置の選定に任意性がないため、やむを得ない理由に該当するものとして農用地区域内の土地を選定することも可能ですという考えをお示ししたいと思います。

それから（３）でございます。この地域はこれまでのワーキングでも御説明させていただきました成田用水という農業用水がございまして、その受益地が広がっております。成田用水事業との調整に関しましては、この用水というのは地元における重要な農業基盤施設でございますので、これまで多額の公費も投入して整備をしてきたところでございます。このため、現在実施されております成田用水事業の受益地を中心とした区域の設定は、できれば行われぬように配慮いただきたいと思います。ただ、やむを得ず含まれるような形での計画が進む場合には、あらかじめ関係機関と調整をお願いしたい。そうした旨を通知のほうではお示しをしたいと思います。

それから、３番、４ヘクタールを超える農地転用許可の場合の農林水産大臣協議につきましては、これは元々そのような制度になっているところですが、この地域未来法を活用する場合は、大臣協議は不要であるということも明記させていただきたいと思っております。

以上のように、千葉県において地域未来法に基づく基本計画をこれから作成いただくことになるかと思っておりますけれども、それに当たって当省のほうから、この地域未来法に基づく土地利用調整の取扱いについて、今、御説明したような考え方をお示しした通知を发出するというので、千葉県の御提案の実現には御協力をしてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○中川座長代理 ありがとうございます。

続きまして、千葉県の方から提出資料の御説明をお願いいたします。

○熊谷知事 千葉県でございます。前回、中川座長の方から、千葉県としてどのような条件が重要なのか検討し、その実現に向けて農林水産省と突き合わせをとという御指示をいただきましたので、それを踏まえて農林水産省と協議・調整を行ってまいりました。このため、先ほど農林水産省からの説明と重なるところもございますけれども、千葉県としての考えについて説明をさせていただきます。

資料の19ページ目を御覧ください。我々千葉県としては、成田空港をより積極的に生かし、国際競争力を強化することが、我が国の経済安全保障の観点からも必要であると考えています。そのためには、まず、成田空港の更なる機能強化を契機として、成田空港を航空貨物の東アジアの拠点とすることが重要であります。成田空港周辺には原則転用不許可の農地が広がっていることから、空港周辺地域において空港を生かした産業振興を一体的に進めるために、交通の要衝周辺で事業者の予見可能性を高められるような土地利用規制の緩和の提案を行ってまいりました。

千葉県の提案内容について、実現に向けて農林水産省と協議を行ってきた結果、先ほど御説明いただいたとおり、事業者による土地利用の予見可能性を確保する方策として、地域未来法を弾力的に活用する方針となりました。具体的には地域未来法に基づき、我々千葉県のほうで成田空港周辺9市町を促進区域として、成田空港を生かした投資促進に向けた基本計画を作成するとともに、農林水産省からこの基本計画に関して、地域未来法の弾力的活用に関する取扱い通知を発出していただく予定です。

これによって成田空港ゲートといった空港周辺における交通の要衝周辺において、成田空港の機能と一体的利用の観点から必要となる物流施設等の整備を図る場合、農用地区域を含む土地であっても地域未来法に基づいて重点促進区域の設定が可能となり、事業者においては当該用地を利用した事業の予見可能性が高まることとなります。本県としては、これにより成田空港における国際物流拠点の形成に資するものと受けとめており、今後、関係市町ともこうした方向性を速やかに共有して理解を得ることといたします。

資料の20ページ目を御覧ください。先ほど千葉県では地域未来法に基づき成田空港周辺の9市町を促進区域とする基本計画を作成すると申し上げましたけれども、その案について説明をさせていただきます。この計画を通じて、周辺9市町において圏央道や北千葉道路などの交通物流インフラに加え、国内最大の貿易港である成田国際空港を核に国際的な産業拠点の形成を目指していくものであり、地域特性を戦略的に活用する分野については物流関係分野とする予定です。

重点促進区域は空港ゲートからおおむね5キロメートルなどの範囲内で都市計画マスタープラン等の土地利用関係の諸計画と調和するとともに、投資促進を図ることが適当な地域について、地元の市町等とも調整をしながら設定していきたいと考えています。今後、速やかに市町と確認を行った上で経済産業省への協議を行い、今年度中に器となる基本計

画を策定し、来年度、調整が整ったものから重点促進区域を設定したいと考えています。

今回、このワーキンググループにおいて、私ども千葉県の提案に対して御検討いただき、このような方向が得られたことに大変感謝を申し上げたいと思います。

また、農林水産省のほうにも、我々千葉県の考え方を御理解いただきまして、真摯な御対応をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○中川座長 熊谷知事、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御質問・御意見をお伺いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

本間委員、お願いします。

○本間委員 御説明ありがとうございました。

非常にいい結論が得られたのではないかと思います。農林水産省には、地域未来法による場合の利点を非常に分かりやすく、かつ積極的に活用する方向で御説明いただき、それに基づいて、千葉県も納得して対応を進めているということで、予見可能性も高まることが確認され、事業が非常にスムーズにいくのではないかと思います。

その意味で、両者の話し合いにより見る方向が一致しているということがわかり、個人的には満足な結果が得られたものとして評価いたしたいと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 私も農林水産省、千葉県のほうから、それぞれ御説明いただきまして、非常に前向きな形で取りまとめが進んでいることを素晴らしいことと感じております。

こういった今後の国の戦略にも関わるような重要な取組が予見可能性を持って進められるようになり、非常に重要な価値がある取組だと思えます。これは千葉県のほうが中心で進められていることであると思えますが、日本全体にとっても利益になるような取組だと思っております。

農林水産省のほうも御説明していただいた中で、重点促進区域の土地利用調整区域の設定の関係でいくつか留意点を示していただいたものとは思っていますが、一応これを満たしているという前提だと思っておりますので、進めていただきたいと思えます。また、今後も農林水産省のほうには、こういった形で大規模な開発であったり、重要な取り組みに関する事案が生じることがあるかと思えますので、そういった機会にもほかの自治体の方の御相談にも乗って進めていただけるように、そういう形で取り計らっていただけるとありがたいと思えます。改めてそれぞれの御尽力に感謝申し上げます。

○中川座長 ありがとうございます。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 大変前向きに取りまとめ頂いていると思えます。千葉県の皆様、農林水産省の皆様、御尽力いただきましてありがとうございます。

成田空港の国際競争力強化のための空港と一体的な物流施設の整備は不可欠なもので、ある意味国家プロジェクトと言っても過言ではないと思います。そのために必要な農振除外など、確実に予見可能性を持って進めていくということに対して、今回、農林水産省からもきちんと要件を明示していただいたということで、また、千葉県から基本計画を作成し、地域未来法の弾力的活用に関する取扱い通知が出される予定との前向きな回答を得られたと思います。

今回のことで、様々なこうした取組の留意点や要件が明確になりましたので、今後、他地域においてもこうした取組を進める上で好事例になったのではないかと思います。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 各委員の方がおっしゃったように、色々な御検討を両者にさせていただきまして、本当にありがとうございました。いい結果が得られたのではないかと思います。

ただ、これが成田空港特有の条件の中でそういった結論が出るということだけではなくて、今後、色々な地域が、空港だけではなく色々な環境で課題を抱えていると思っておりまますので、地域経済の活性化の観点とか、色々な観点から積極的に色々な地域での御提案にも前向きに御検討いただければと願っております。ありがとうございました。

○中川座長 それでは、ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議論を総括させていただきます。これまでの特区ワーキングのヒアリング・議論を踏まえまして、農林水産省、それから千葉県から成田空港周辺地域における事業者による土地利用の予見可能性を確保するための具体的な取組を御説明いただいたと思っております。具体的には、今後、千葉県は地域未来法に基づき、成田空港周辺9市町を促進区域とする基本計画を作成し、農林水産省は地域未来法の弾力的活用に関する取扱い通知を発出するとのことでした。

このことは前回ワーキンググループヒアリングでの千葉県が農地転用に必要となる地域の範囲を明確化し、農林水産省が農地転用の予見可能性を担保するための文書を示す点や、昨年12月の国家戦略特区諮問会議決定における空港周辺の農用地区域内に施設を迅速に計画整備しようとする事業者が農振除外・農地転用の見通しを高められる点に沿ったものと受けとめます。

つきましては、国家戦略特区諮問会議決定において、2022年度中に所要の措置を講じるとされていることも踏まえ、農林水産省及び千葉県におかれましては、本日御説明いただいた取組を年度内に着実に実施されるよう、お願い申し上げます。

本ワーキンググループとしましても、これまでの議論を踏まえた取組等により成田空港の更なる機能強化が実現することを期待させていただきます。

それでは、御発言を求められる方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、これをもちまして1月31日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了させていただきたいと思えます。

熊谷知事、それから、農林水産省、今までの御努力、本当にありがとうございました。それでは、終了させていただきます。